

# そのネット注文 定期購入かも!?



ホームページやSNS等で「お試し価格」「特別価格」とうたう広告を見て、通常価格より安くお試し品と思い購入したところ、2回目の商品が届いて定期購入の契約と気づき、解約したいが電話がつかないというトラブルの相談が引き続き多く寄せられています。

令和4年6月1日に、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

## トラブルに遭わないように、次の3つのポイントについて確認してね!

### ポイント①

低価格を強調する広告の場合は、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示を確認しましょう。以下チェックリストを参考にしてくださいね!

### ポイント②

通信販売にはクーリング・オフは適用されません。

### ポイント③

解約をするときは、事業者に連絡した記録を残しましょう。



さいたま市消費生活総合センター  
マスコットキャラクター  
さいたましょうこちゃん

## 「最終確認画面」のチェックリスト

### 注文する前

- 定期購入が条件になっていませんか?
- 定期購入が条件になっている場合、継続期間や購入回数が決めていませんか?
- 支払うことになる総額はいくらですか?
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- 解約・返品できるか、解約・返品できる場合の条件(返品特約)、解約条件を確認しましたか?
- 利用規約の内容を確認しましたか?
- 「最終確認画面」をスクリーンショット\*で保存しましたか?(契約を取り消す際の証拠になります)

### 未成年者の場合は以下の点も確認してください!

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか?
- 年齢や生年月日について、成人であると偽らず正確に入力して申請していますか?

\*携帯電話やパソコンの「今表示されている画面」を画像として保存する機能です。製品ごとにスクリーンショットの方法が異なりますので、各製品の説明書や購入したお店で確認しておきましょう。

**不安に感じた時や困った時には、消費生活センターに相談しましょう。**

※市内3か所の消費生活センターの詳細は、裏面をご確認ください。



11/23

第22回  
さいたま市

# 消費

者フォーラム

# 生活

消費

啓発パネル展示

# 展

★ステージも！

10:30~12:00

テーマ：あなたに「メディアリテラシー」は、ありますか？～成年年齢引下げで問われるメディアの読み方・使い方～

講師：住生活ジャーナリスト 藤原千秋氏  
定員：100名(要申込、先着順)

12:00~15:00

出展者：さいたま市消費者団体連絡会構成団体  
(うらわ市民広場、くらし探検くらぶ、さいたま市と野ぐらしの会、生活協同組合コープみらい、生活クラブ生活協同組合さいたま市まちづくり委員会)  
埼玉県消費生活支援センター  
さいたま市資源循環政策課  
特定非営利活動法人フードバンク埼玉  
さいたま市消費生活総合センター

13:15~13:45

吉本興業漫才

14:15~14:45

バルーンアーティストによるパフォーマンス

日時：令和4年11月23日(水・祝) 10時00分～15時00分  
会場：浦和コミュニティセンター 多目的ホール(コムナーレ10階)  
対象：市内在住、在勤又は在学の方  
主催：さいたま市  
申込：消費者フォーラムのみ要申込、先着順。11月4日(金)～11月15日(火)に、電話、ファクス又はEメールで、行事名(消費者フォーラム)、郵便番号・住所、氏名(ふりがな)及び電話番号を、消費生活総合センターへ。  
TEL&FAX：「問合せ」欄参照 Eメール：consumer-center02@city.saitama.lg.jp  
※結果は全申込者に連絡します。

来場者プレゼントもあるよ！



詳細：ホームページをご確認ください。    
問合せ：さいたま市消費生活総合センター TEL：048-643-2239 FAX：048-643-2247  
★新型コロナウイルスの感染状況等により開催中止や内容変更となる場合がありますので、ご了承ください。



## 消費生活相談案内

ネット通販で個人口座に振り込んだら商品が届かず音信不通！？

トイレが詰まりネットで探した格安の業者に頼んだら高額請求された！？

無料だからと屋根を点検してもらったら、高額工事を勧められた！？

不用品買取を頼んだら、自宅に居座られ貴金属も安価で買い取られた！？

即決せず家族に相談！消費生活相談は3か所のセンターへお電話を！市外の方は ☎188※へ！

※消費者ホットライン。自動応答でお住まいの郵便番号を入力すると最寄りの消費生活相談窓口が案内されます。

<p><b>消費生活総合センター</b> JACK大宮6階</p> <p>大宮駅</p> <p>TEL 048-645-3421 (相談窓口) FAX 048-643-2247 相談受付：月～土曜日 相談時間：9時～17時 ※受付は16時30分まで</p>	<p><b>浦和消費生活センター</b> コムナーレ9階</p> <p>浦和駅</p> <p>TEL 048-871-0164 (相談窓口) FAX 048-883-4893 相談受付：月～土曜日 相談時間：9時～17時 ※受付は16時30分まで</p>	<p><b>岩槻消費生活センター</b> 岩槻区役所3階</p> <p>岩槻駅</p> <p>TEL 048-749-6191 (相談窓口) FAX 048-749-6193 相談受付：月～金曜日 相談時間：9時～12時、13時～17時 ※受付は16時30分まで</p>
日曜日の電話相談 9時～16時 TEL:048-645-3421 FAX:048-643-2247		
※祝休日、年末年始を除く		

(問合せ)さいたま市消費生活総合センター TEL:048-643-2239 FAX:048-643-2247

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索